

○議長(おばた久弥) 荒木龍昇議員。

○45番(荒木龍昇) 戦争法は日米ガイドライン改定を実行するためのものであり、自衛隊がアメリカ軍と一体化し、アメリカ軍の指揮のもとアメリカの世界戦略にのっとり国際紛争に積極的に武力介入するものです。

市長は憲法を遵守する義務があり、住民の福祉の増進を図る責務がある地方自治体の長として戦争法に反対すべきです。戦争法は国の専管事項というのは許されません。

それで次に、時間がないので、再生砕石に混入しているアスベスト対策についてお尋ねします。

建設リサイクル法が2002年に完全施行され、2008年の国交省の調査によると98%の建設材がリサイクルされており、建物の解体廃材を細かく粉砕した再生砕石が至るところで使用されています。

ところが、2010年にさいたま市において敷地に敷かれた再生砕石から、本来含まれるはずのないアスベストを含むスレート建材片が発見されたことが新聞で報道されました。これを受けて同年、国交省、環境省、厚労省、3省合同で建設物等の解体工事などを行う業者関係団体宛てに再生砕石にアスベストを含む建材の混入防止に関する通知が出されていますが、福岡市における当時の対応状況についてお尋ねします。

○議長(おばた久弥) 星子環境局長。

○環境局長(星子明夫) さいたま市の件の報道を受けて、当時、環境省から各自治体に対しても、平成22年4月から10月までの間の解体工事現場等及び再生砕石の処理施設への立入検査の状況についての報告を求められました。その結果、福岡市においては、解体工事現場等に延べ174回の立入検査を行い、その場所からアスベストを含む建材が再生砕石の処理施設に運ばれた事例はありませんでした。しかしながら、アスベストを含む建材を袋詰めして保管している解体工事現場で建材の一部が袋からはみ出していたため、適正に保管するよう指導を行った事例がありましたので、報告しております。また、再生砕石を扱う処理施設には延べ51回立入検査を行い、不適正な処理がなかったことも報告しております。以上です。

○議長(おばた久弥) 荒木龍昇議員。

○45番(荒木龍昇) 当時は福岡市において問題なかったということですが、さらに環境省からは、産業廃棄物を排出、処理する関係事業者へ周知、解体工事現場等のパトロール、必要に応じた立入検査を求める通知が出されました。福岡市の実施状況について、過去3年間の実績を求めます。また、再生砕石を扱う産業廃棄物処理業者の調査についてもお尋ねします。

○議長(おばた久弥) 星子環境局長。

○環境局長(星子明夫) 関係事業者への周知につきましては、産業廃棄物の適正処理についての講習会を毎年実施しており、この講習会には例年約300名の出席がっております。

解体工事現場等のパトロールにつきましても毎年実施しており、平成24年度は延べ113回、平成25年度は延べ120回、平成26年度は延べ114回パトロールを実施いたしました。

立入検査につきましては、排出事業場に対し平成24年度は延べ200回、平成25年度は延べ194回、平成26年度は延べ169回立入検査を実施いたしました。

また、再生砕石を扱う産業廃棄物処理業者の調査につきましては、福岡市内の6業者に対して平成24年度は延べ108回、平成25年度は延べ135回、平成26年度は延べ124回立入検査を実施しております。いずれのパトロールや立入検査においてもアスベストを含む建材が再生砕石に混入している事例はありませんでした。以上です。

○議長(おばた久弥) 荒木龍昇議員。

○45番(荒木龍昇) 再生砕石を扱う産業廃棄物処理業者について、福岡市の調査では確認されていないということですが、具体的に再生砕石にアスベストを含む建材が混入していないのか、確認はどのように実施されているのでしょうか。

○議長(おばた久弥) 星子環境局長。

○環境局長(星子明夫) 具体的には、毎月2回程度立入検査を実施する際に職員が目視で行っております。これまでにアスベストを確認した事例はございません。

さらに、再生砕石の処理業者に対しても、受け入れの都度、処理業者みずから確認するよう指導しております。

以上です。

○議長(おばた久弥) 荒木龍昇議員。

○45番(荒木龍昇) それでは、再生砕石処理業者の健康を守るためにアスベストの飛散状況の検査が実施されているのか、お尋ねします。

○議長(おばた久弥) 星子環境局長。

○環境局長(星子明夫) 再生砕石の処理施設におけるアスベストの飛散状況の検査は、環境省において、毎年全国規模で抽出検査を実施しておりますが、今まで福岡市内の施設における検査の実績はございません。

また、法令等では処理業者や地方公共団体にはアスベストの飛散状況の検査は義務づけられておりませんが、福岡市が独自で処理業者に聞き取りを行ったところ、市内6業者のうち1業者が過去自主的に飛散状況の検査を行っており、その結果、アスベストは検出されなかったという報告を受けております。以上です。

○議長(おばた久弥) 荒木龍昇議員。

○45番(荒木龍昇) 事業者のところでは、とりあえず目視ではないと。1業者については検査しているけど、ないということですが、最後に、市内に6つの再生砕石を扱う産業廃棄物業者があると今回回答がありましたが、仮に市内の処理業者からアスベストを含む建材が混入した再生砕石が出荷されていないとしても、他地区から市内の工事現場等へ搬入されるということもあり得るわけです。そのため、アスベストの飛散について調査を行うべきと考えますが、所見を求めます。

○議長(おばた久弥) 星子環境局長。

○環境局長(星子明夫) アスベストを含む建材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で処理施設での破砕が禁止されてはおりますが、アスベストが混入した再生砕石が万が一にも市外から搬入されることがないように、福岡県とも連携し、処理施設の監視に努めてまいります。

また、工事現場への搬入防止につきましては、福岡市の工事発注担当部局や建築物の指導部局と情報を共有し、アスベストの混入防止対策に努めてまいります。以上です。

○議長(おばた久弥) 落石俊則議員。

○55番(落石俊則) 登壇 私は、社民・市政クラブ福岡市議団を代表し、若者の就労支援について質問いたします。

昨年、過労死等防止対策推進法が成立し、今国会では、過酷な労働条件で若者を使い捨てにする企業、いわゆるブラック企業の新卒求人受入をハローワークが拒否できる制度の創設等を盛り込んだ青少年雇用促進法が審議中です。

内閣府の「2014年度版子ども・若者白書」によれば、15歳から29歳までの完全失業率は、改善が続くものの、約6%と全体に比べ高い数値で推移し、将来を担う若者の非正規雇用者比率は全体に比べれば低いものの、15歳から24歳までが31%、25歳から34歳までが27%と、それぞれ上昇傾向にあり、深刻な問題となっています。

そこで、労働者保護の観点から、本市の労働相談体制並びに若者の就労支援について質問してまいります。

世論の高まりと労働団体の要請を受け、厚生労働省は2013年9月、若者の使い捨てが疑われる企業に対して集中的な指導を行うとともに、9月1日には全国一斉の電話相談を行っています。

そこで、厚生労働省の指導状況と電話相談の実施結果をお知らせください。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行います。

○議長(おばた久弥) 重光経済観光文化局長。

○経済観光文化局長(重光知明) まず、平成25年9月に厚生労働省が実施した過重労働重点監督月間での指導状況につきましては、労働基準関係法令違反が疑われる全国5,111事業場で重点監督が実施され、全体の82%に当たる4,189事業場で何らかの法令違反が認められております。主な違反内容としましては、違法な時間外労働が2,241事業場、賃金不払い残業が1,221事業場などとなっております。これらの事業場に対して是正指導が行われております。

次に、平成25年9月に厚生労働省が実施した電話相談の結果につきましては、全国で相談件数が1,044件あり、主な相談内容としては、賃金不払い残業が560件、長時間労働、過重労働が416件、パワーハラスメントが163件となっ